

委員からの追加要望資料

2023 (R5) 年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、2023年10月以降、全国では2.5%～3.9%で推移し、2023年10月～2024年5月平均の対前年同期の上昇率は3.2%となっている。

(単位：%)

	2023年			2024年					2023年10月～ 2024年5月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全 国	3.9	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	2.9	3.3	3.2
Aランク	3.7	3.1	2.6	2.1	3.0	2.9	2.7	3.1	2.9
Bランク	3.8	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	3.1	3.4	3.2
Cランク	4.0	3.6	3.4	3.0	3.8	3.5	3.2	3.6	3.5

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
- 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
- 3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。
- 4 「2023年10月～2024年5月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

国内企業物価指数の推移

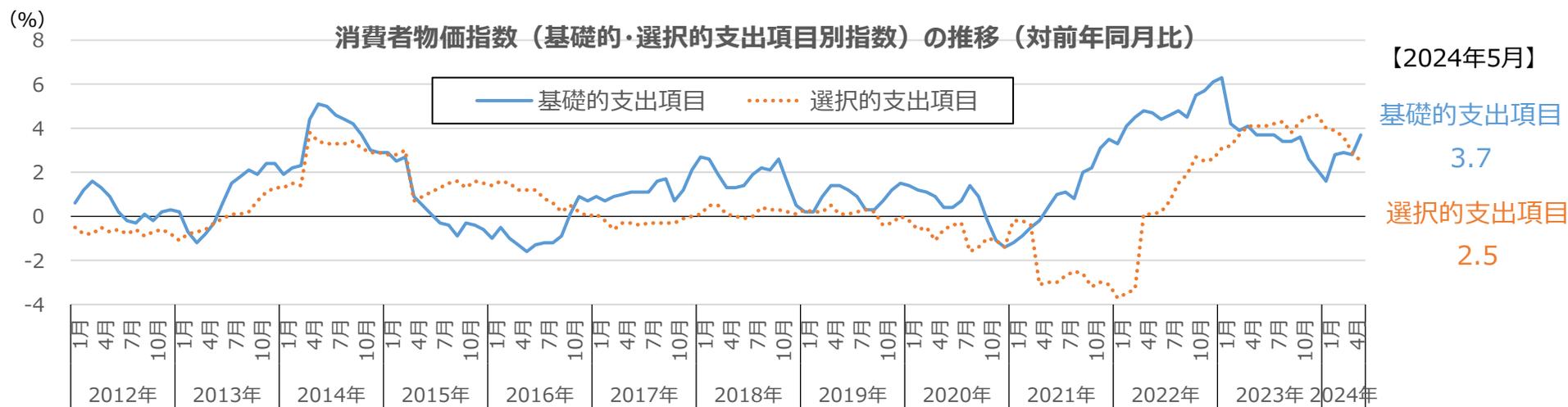
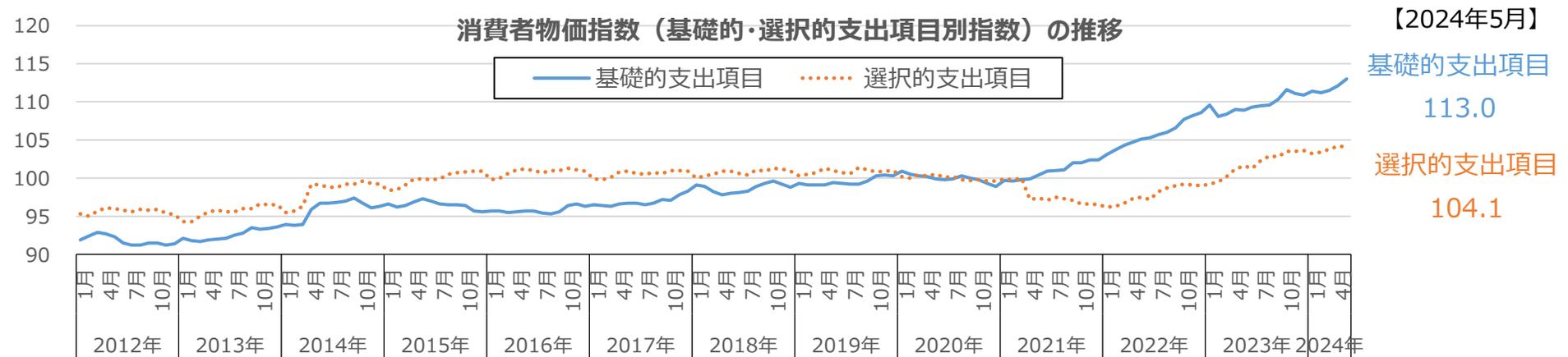
○ 国内企業物価指数については、2023年に入ってから上昇率が縮小しているが、引き続き消費者物価指数を上回っている。



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」
(注) 2024年5月速報値。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数を見ると、「基礎的支出項目」は2021年以降、「選択的支出項目」は2022年以降上昇を継続している。

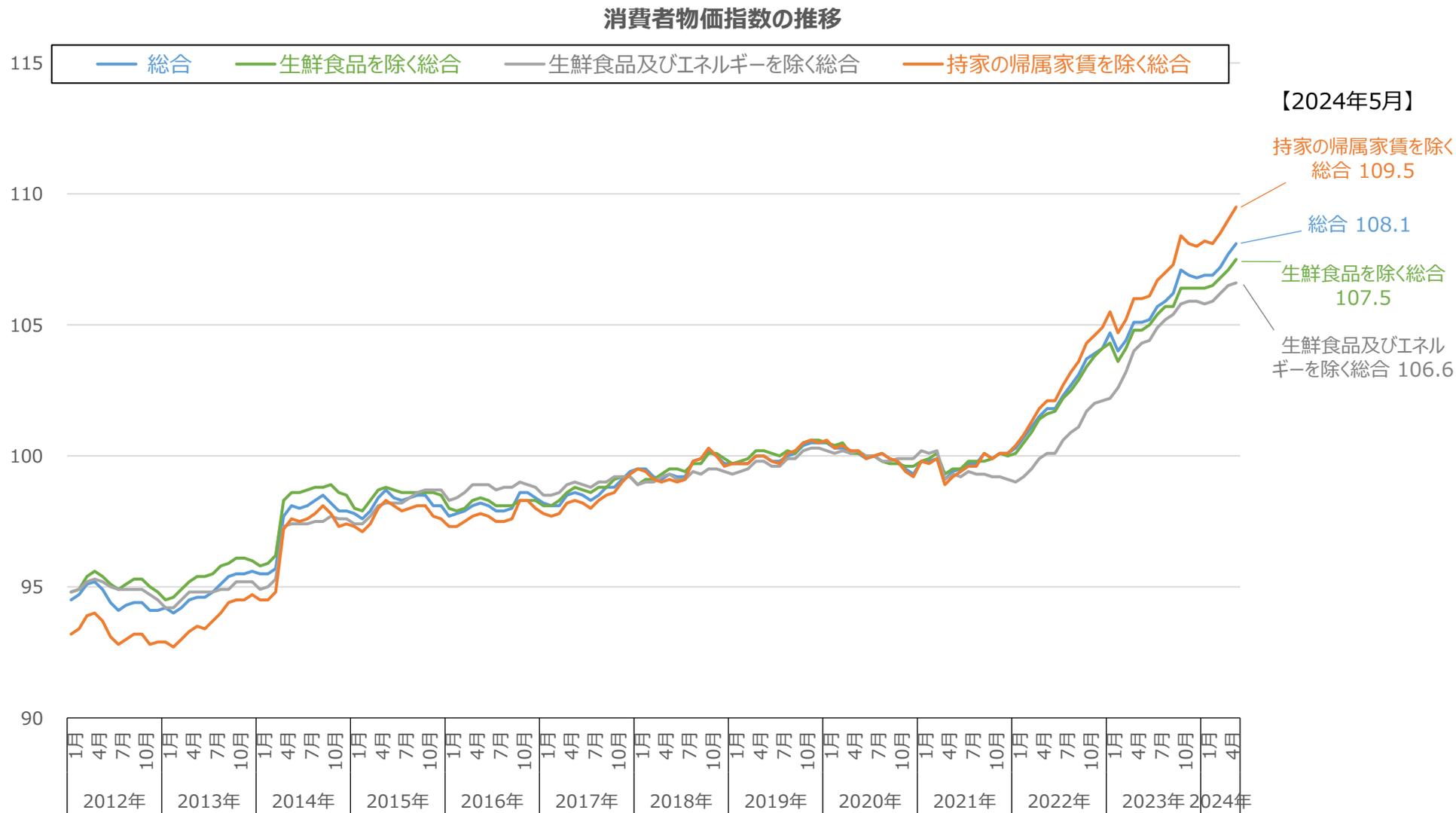


（資料出所）総務省「消費者物価指数」

- （注）
1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の推移

○ 2024年5月の消費者物価指数の「総合」は109.5、「生鮮食品を除く総合」は107.5、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は106.6、「持家の帰属家賃を除く総合」は109.5となっている。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

業務改善助成金の助成対象別の実績

○概要説明

- ・業務改善助成金の助成対象別の件数と割合は以下のとおり。
- ・設備投資の件数が99%を占めている。

令和5年度 支給決定件数	設備投資	コンサルティング	研修
12,798	12,715	91	192
100%	99%	1%	2%

※ 助成対象が複数となることもあるため、支給決定件数と内訳の合計とは一致しない。

○ 参考: 代表的な設備投資の件数・割合

	システム 関連	PC機器 関連	医療・福祉 関連	飲食関連	自動車 関連	冷凍・冷蔵 関連	農林業 設備関連
件数	2,557	1,202	1,199	1,069	911	895	396
割合	20.0%	9.4%	9.4%	8.4%	7.1%	7.0%	3.1%

業務改善助成金の助成事例

助成事例①

○農薬の散布や農作物の運搬に係る機械設備の導入による生産性向上

企業概要 [所在地] 高知県 [従業員] 8人 [事業概要] 耕種農業

背景 手作業による農薬散布及び従業員の高齢化

ニンニク等の農作物の栽培にあたり、手作業で屋内外の農薬散布や収穫した野菜の運搬をしていた。また、従業員は、いずれも60代以上と高齢化が進んでおり、こうした手作業は力仕事であるため作業効率を損なっていた。

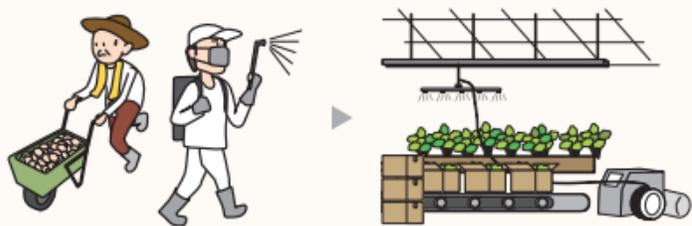
取組の内容と成果 農薬散布 2時間→30分、2人→1人に

○設備内容
ビニールハウス用と屋外用それぞれの農薬の自動散布機や、収穫物を入れたコンテナを運搬するローラーコンベアを導入した。

○成果
作業が機械化したことで効率化し、農薬を以前よりもムラなく散布できるようになった。これまで屋外の農薬散布は、1反あたり2人で2時間かけていた。現在は1人で30分程度で終わらせられるようになった。ビニールハウス内の農薬散布も、同じ程度の人数・時間を必要としていたが、設置した散布機を回収する20分程度の時間だけで足りるようになった。収穫物の運搬は、1反分を運ぶのに2時間かけていたが、20～30分程度に短縮できた。

賃金引上げ実績 利用したコース：
60円コース
引上げ労働者数：
8人
事業場内最低賃金：
820円から880円へ
引上げ

改善のOnePoint
他の事業者と共同で作地面積を拡大する取組を進めているなかで、今回の助成による成果を踏まえて、同様の機械設備を導入する検討を始めた。より広い複数の圃場でも利用できる、農薬や肥料の散布機を導入することを考えている。



助成事例②

○テイクアウト注文のオンライン化や店内改装による作業の効率化

企業概要 [所在地] 佐賀県 [従業員] 7人 [事業概要] 飲食店

背景 電話注文への対応や配膳によるタイムロス

新型コロナウイルス感染症以降、電話によるテイクアウトの注文が増え、店内業務に支障をきたしていた。また、店内では厨房から客席までが離れており、料理を運ぶのに時間を要していた。

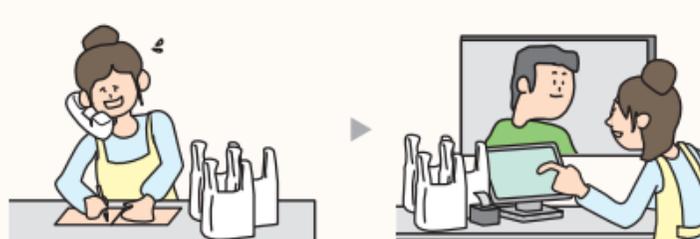
取組の内容と成果 予約サイト開設、店内カウンター改装

○設備内容
テイクアウト受注用に予約サイトを開設した。店内はカウンターを改装するなどのレイアウト変更を行った。

○成果
これまでは電話によるテイクアウト注文への対応に1件当たり5～15分の時間を要していたが、注文が自動化されたことで、対応する時間を削減できた。また、注文の受付が効率化されたので、テイクアウトの売上が35%増加した。店内の営業も、カウンターの改装によって平日昼の来店客数が1日当たり10人以上増え、顧客数が10%、顧客単価が8%増加した。テイクアウトの増加と合わせて、全体売上が16%増加した。

賃金引上げ実績 利用したコース：
90円コース
引上げ労働者数：
4人
事業場内最低賃金：
830円から920円へ
引上げ

改善のOnePoint
テイクアウトの予約サイトを用意していることをSNS等で発信している。オンラインの受注体制が整ったので、テイクアウト注文の認知を向上させつつ、今後は通信販売にも販路を広げていく予定でいる。



令和5（2023）年度 取引条件改善状況調査 自主行動計画フォローアップ調査 結果概要

令和6（2024）年3月
中小企業庁

1 - 1. 調査概要（取引条件改善状況調査）

- 令和5年度「取引条件改善状況調査」及び令和5年度「自主行動計画フォローアップ調査」について、共通する設問の回答を横断的に分析。
- 主な分析目的としては、自主行動計画策定団体に加入しているか否かで、取引条件の改善状況に差異がみられるか否かの把握である。取引条件改善状況は基本的に団体非加入企業を対象に調査しており、自主行動計画フォローアップ調査は団体加入企業を対象に調査している。

調査期間 2023年10月～12月

分析対象調査 令和5年度「取引条件改善状況調査」

令和5年度「自主行動計画フォローアップ調査」

調査内容 「未来志向型の取引慣行に向けて」重点課題等

- 知的財産・ノウハウの保護
- 働き方改革に伴うしわ寄せ防止
- 型取引の適正化
- 支払条件の改善
- 価格決定方法の適正化

集計にあたって

- 報告書本文及び図表の構成比は、各回答を選択した企業数が有効回答数に占める割合を示す。
- 各スライドにおける割合は四捨五入をしており、合計が100%とならないことがある。

1 - 2. 調査概要（取引条件改善状況調査）

- 中小企業・小規模事業者における事業者間取引の実態や取引条件改善状況の把握を目的に平成29年度から実施。
- 自主行動計画策定業種以外の業種も含む9万社に対して幅広く実施し、回答があった企業は26,458社(回答率29.4%)。

調査対象 90,000社(受注側80,000社、発注側10,000社)

調査期間 2023年10月～11月

調査方法 郵送調査(WEB回答可)

回答企業数 26,458社(受注側22,452社、発注側4,006社)

回答率 29.40%(受注側28.07%、発注側40.06%)

調査内容 (1)「未来志向型の取引慣行に向けて」重点課題

- ・重点課題の改善状況
- ・価格決定方法の適正化、支払条件の改善 等

(2)その他中小企業が直面している事項

- ・取引環境の変化への対応、取引状況、発注方法 等

集計にあたって ・報告書本文及び図表の構成比は、各回答を選択した企業数が有効回答数に占める割合を示す。
・各スライドにおける割合は四捨五入をしており、合計が100%とならないことがある。

1 - 3. 調査概要（自主行動計画フォローアップ調査）

- サプライチェーン全体での「取引適正化」に向けた望ましい取引慣行を浸透させること等を目的に、各産業界自らが取り組む行動をまとめた「自主行動計画」は、現在27業種64団体にて策定済（令和6年1月29日時点）。
- 取組の実施状況について、策定団体自ら、毎年フォローアップ調査を実施しており、必要に応じて自主行動計画の改定を行いつつ、更なる取組を進めることとなっている（PDCAの実施）。
- 策定団体のうち、経済産業省所管の15業種49団体が10月～12月にフォローアップ調査を実施。
- 各策定団体の調査結果について集計したところ、各策定団体所属会員企業のうち9,358社への発送に対して、回答社数2,676社。回答率29%。
（昨年度実績：調査対象社数7,940社、回答社数2,537社、回答率32%）

調査対象 「自主行動計画」策定団体加入企業9,538社

調査期間 2023年10月～12月

調査方法 郵送調査

回答企業数 2,676社

回答率 28.6%

調査内容 「未来志向型の取引慣行に向けて」重点課題等

- 価格決定方法の適正化
- コスト負担の適正化
- 支払条件の改善
- 知的財産・ノウハウの保護
- 働き方改革に伴うしわ寄せ防止

集計にあたって 報告書本文及び図表の構成比は、各回答を選択した企業数が有効回答数に占める割合を示す。
各スライドにおける割合は四捨五入をしており、合計が100%とならないことがある。

2-1. 取引条件改善状況調査結果概要（重点5課題 改善状況経年比較）

＜重点5課題 改善状況＞

重点5課題	設問	受注／発注	令和3年度 割合	令和4年度 割合	令和5年度 割合
価格決定方法の適正化	価格決定のための協議の実施状況 ※令和5年度は「販売先から申し出があり協議を行った」「自社から申し出を行い協議に応じてくれた」と答えた企業の割合 ※令和4年度は「応じてくれた」と答えた企業の割合、令和3年度は「販売先に協議を申し入れ、協議を行うことができた」と答えた企業の割合	発注側	-	-	-
		受注側	63%	81%	83%
	コスト全般 ※令和5年度は「全て反映した／された」「概ね反映した／された」と答えた企業の割合 ※令和3、4年度は「概ね反映した／された」と答えた企業の割合	発注側	45%	42%	64%
		受注側	13%	19%	37%
	労務費 ※令和5年度は「全て反映した／された」「概ね反映した／された」と答えた企業の割合 ※令和3、4年度は「概ね反映した／された」と答えた企業の割合	発注側	43%	35%	55%
		受注側	12%	14%	30%
	原材料価格 ※令和5年度は「全て反映した／された」「概ね反映した／された」と答えた企業の割合 ※令和3、4年度は「概ね反映した／された」と答えた企業の割合	発注側	53%	46%	67%
		受注側	18%	22%	41%
	エネルギー価格 ※令和5年度は「全て反映した／された」「概ね反映した／された」と答えた企業の割合 ※令和3、4年度は「概ね反映した／された」と答えた企業の割合	発注側	43%	36%	60%
		受注側	10%	13%	32%
	直近1年間における不合理な原価低減要請 ※令和4、5年度は「受けたことはない」と答えた企業の割合 ※令和3年度は「要請されたことはあるが、現在は改善された」「要請されたことはない」と答えた企業の割合	発注側	-	-	-
		受注側	94%	90%	94%
支払い条件の改善	下請代金を全て現金で支払っている／受け取っている ※「全て現金払い」と答えた企業の割合	発注側	65%	69%	69%
		受注側	42%	69%	70%
	下請代金支払いの手形サイトが60日以内 ※「30日以内」「60日以内」と答えた企業の割合の合計	発注側	20%	19%	23%
		受注側	15%	18%	18%
	手形サイトの60日以内への変更予定 ※令和4、5年度は「2024年までに60日以内に変更予定」と答えた企業の割合 ※令和3年度は「2021年度内までに短縮する予定」～「2024年度までに短縮する予定」と答えた企業の割合	発注側	18%	21%	15%
		受注側	-	-	-
約束手形の利用を2026年までに廃止する予定	発注側	-	23%	30%	
	受注側	-	-	-	
知的財産・ノウハウの保護	知的財産に関する適正取引実現のための取組実施状況 ※発注側：「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側：「実施中」と答えた企業の割合	発注側	-	-	65%
		受注側	-	53%	41%
働き方改革に伴うしわ寄せ防止	直近1年間の販売先が実施した働き方改革に関する対応の結果、受けた影響 ※「特に影響はない」と答えた企業の割合	発注側	89%	93%	81%
		受注側	85%	83%	83%
	働き方改革に伴う短納期発注や急な仕様変更に伴うコストの発注側企業の負担状況 ※発注側：「全ての仕入先について適正コストを負担した」「多くの仕入先について適正コストを負担した」、受注側：「全て販売先が負担してくれた」「多くを販売先が負担してくれた」と答えた企業の割合	発注側	-	-	63%
		受注側	23%	32%	38%
型取引の適正化	型管理の適正化＜書面等による取引条件の明確化＞ ※発注側：「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側：「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	発注側	-	-	45%
		受注側	-	46%	42%
	型管理の適正化＜型代金又は型製作費の早期の支払い＞ ※発注側：「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側：「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	発注側	-	-	44%
		受注側	-	47%	44%
	型管理の適正化＜型の保管費用の発注側負担＞ ※発注側：「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側：「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	発注側	-	-	30%
		受注側	-	31%	30%
	型管理の適正化＜不要な型の廃棄費用の発注側負担＞ ※発注側：「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側：「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	発注側	-	-	34%
		受注側	-	31%	31%

※サンプル数（N）については次ページ以降に掲載

2-2. 取引条件改善状況調査結果概要（重点5課題 改善状況まとめ）

価格決定方法の適正化

●価格決定のための協議

「協議を行った」は、8割強となり+2ptと横ばいとなった。

●変動コストの価格反映状況

発注側はコスト全般が+22ptとなり、全ての構成要素も+20pt以上と大幅に改善した。

受注側はコスト全般が+18ptとなり、全ての構成要素も+16pt以上と大幅に改善した。

●直近1年間における不合理な原価低減要請

「受けたことはない」は、9割半ばとなり+4ptとわずかに改善した。

●価格決定のための協議（「協議を行った」割合）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受注側	N=15,767 63%	N=19,551 81%	N=15,702 83%

●直近1年間における不合理な原価低減要請（「受けたことはない」割合）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受注側	N=22,950 94%	N=20,132 90%	N=21,200 94%

●変動コストの価格反映状況

（「全て反映した/された」「概ね反映した/された」割合）

	コスト全般			労務費		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発注側	N=1,371 45%	N=3,411 42%	N=5,604 64%	N=1,200 43%	N=3,399 35%	N=5,389 55%
受注側	N=18,372 13%	N=19,779 19%	N=20,006 37%	N=16,973 12%	N=19,717 14%	N=18,775 30%
	原材料価格			エネルギー価格		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発注側	N=1,496 53%	N=3,389 46%	N=5,477 67%	N=1,210 43%	N=3,389 36%	N=5,416 60%
受注側	N=18,278 18%	N=19,583 22%	N=18,981 41%	N=16,240 10%	N=19,590 13%	N=18,531 32%

支払い条件の改善

●下請代金の支払い条件

「全て現金払い」については、発注側は7割弱となり前年度同様、受注側は7割となり+1ptと横ばいとなった。

●手形支払いのサイト

『60日以内（「30日以内」と「60日以内」の合計）』は、発注側は2割半ばとなり+6ptと改善、受注側は2割弱となり前年度同様となった。

●手形支払いサイトの変更予定

「2024年までに60日以内に変更予定」は、1割半ばとなり-6ptと悪化した。

●約束手形の廃止予定

「2026年までに利用を廃止する予定」は3割となり+7pt、一方「約束手形の利用の廃止予定はない」は1割強となり-10ptと改善の傾向がみられる。

●下請代金の支払い条件

発注側	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	N=2,335	N=3,445	N=5,667
全て現金払い	65%	69%	69%
10%未満	6%	5%	6%
10~30%未満	8%	6%	6%
30~50%未満	8%	6%	5%
50%以上	12%	9%	8%
全て手形等の支払い	1%	5%	6%

●手形支払いのサイト

発注側	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	N=772	N=1,048	N=1,621
30日(1ヶ月)以内	2%	3%	4%
60日(2ヶ月)以内	18%	15%	20%
90日(3ヶ月)以内	23%	31%	30%
120日(4ヶ月)以内	52%	42%	38%
120日(4ヶ月)超	5%	9%	8%

●手形支払いサイトの変更予定

発注側	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	N=610	N=875	N=1,196
2024年までに60日以内に変更予定	18%	21%	15%
時期は未定だが、60日以内に変更予定	58%	36%	44%
60日以内に変更する予定はない	25%	43%	41%

受注側	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	N=22,244	N=19,946	N=21,041
全て現金払い	42%	69%	70%
10%未満	17%	8%	8%
10~30%未満	19%	7%	6%
30~50%未満	10%	5%	5%
50%以上	10%	6%	6%
全て手形等の支払い	3%	6%	6%

受注側	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	N=11,723	N=6,115	N=5,118
30日(1ヶ月)以内	2%	4%	4%
60日(2ヶ月)以内	14%	14%	14%
90日(3ヶ月)以内	29%	36%	35%
120日(4ヶ月)以内	49%	36%	37%
120日(4ヶ月)超	7%	10%	10%

●約束手形の廃止予定

発注側	令和4年度	令和5年度
	N=934	N=1,332
2026年までに利用を廃止する予定	23%	30%
時期は未定だが、利用を廃止する予定	32%	29%
利用の廃止に向けて検討中	23%	29%
約束手形の利用の廃止予定はない	22%	12%

2-2. 取引条件改善状況調査結果概要（重点5課題 改善状況まとめ）

知的財産・ノウハウの保護

● 知的財産に関する適正取引実現のための取組状況
 発注側では、『多くの企業に実施した（「全ての企業に実施した」と「多くの企業に実施した」の合計）』は、6割半ばとなった。
 受注側では、「実施中」は、4割強となり-12ptと大幅に悪化した。

● 知的財産に関する適正取引実現のための取組状況

発注側	令和5年度
	N=2,385
全ての企業に実施した(100%)	54%
多くの企業に実施した(99~81%)	11%
一部の企業に実施した(80~41%)	10%
あまり実施しなかった(40~1%)	8%
全く実施しなかった(0%)	17%

受注側	令和4年度	令和5年度
	N=8,211	N=10,995
実施中	53%	41%
実施予定	7%	6%
未実施	40%	53%

働き方改革のしわ寄せ防止

● 直近1年間の販売先が実施した働き方改革に関する対応の結果、受けた影響
 「特に影響はない」は、発注側では8割強となり-12ptと大幅に悪化、受注側では8割強となり前年度同様となった。

● 働き方改革の影響による発注側のコスト負担の状況
 『多くを販売先が負担してくれた（「全てを販売先が負担してくれた」と「多くを販売先が負担してくれた」の合計）』は、4割弱となり+6ptと改善した。

● 直近1年間の販売先が実施した働き方改革に関する対応の結果、受けた影響

発注側	令和3年度	令和4年度	令和5年度	受注側	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	N=2,364	N=1,776	N=5,850		N=22,058	N=19,943	N=22,353
特に影響はない	89%	93%	81%	特に影響はない	85%	83%	83%
急な仕様変更への対応の増加	5%	3%	2%	急な仕様変更への対応の増加	7%	5%	6%
短納期での発注の増加	4%	3%	2%	短納期での発注の増加	6%	7%	8%
検収の遅れ	2%	1%	1%	検収の遅れ	2%	3%	2%
支払決済処理のズレによる入金遅れ	1%	0%	0%	支払決済処理のズレによる入金遅れ	1%	1%	1%
従業員派遣を要請	1%	1%	1%	従業員派遣を要請	1%	1%	1%
発注業務の拡大・営業時間の延長	3%	1%	1%	発注業務の拡大・営業時間の延長	3%	2%	2%
祝休日出勤の増加	-	2%	1%	祝休日出勤の増加	-	4%	4%
その他	1%	1%	1%	その他	3%	2%	2%
分からない	-	-	14%				

※ 発注側は、令和5年度に「分からない」の選択肢を追加。

● 働き方改革の影響による発注側のコスト負担の状況

受注側	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	N=2,801	N=5,602	N=13,425
全て販売先が負担してくれた(100%)	23%	32%	25%
多くを販売先が負担してくれた(99~81%)			13%
一部を販売先が負担してくれた(80~41%)			14%
販売先はあまり負担しなかった(40~1%)			12%
販売先は負担しなかった(0%)			36%
	77%	33%	

2-2. 取引条件改善状況調査結果概要（重点5課題 改善状況まとめ）

型管理の課題の改善状況

●書面等による取引条件の明確化

発注側における『多くの企業に実施した（「全ての企業に実施した」と「多くの企業に実施した」の合計）』は、4割半ばとなった。
受注側における『概ね実施された（「全て実施された」と「概ね実施された」の合計）』は、4割強となり-4ptとわずかに悪化した。

●型代金又は型製作費の早期の支払い

発注側における『多くの企業に実施した（「全ての企業に実施した」と「多くの企業に実施した」の合計）』は、4割半ばとなった。
受注側における『概ね実施された（「全て実施された」と「概ね実施された」の合計）』は、4割半ばとなり-3ptとわずかに悪化した。

●型の保管費用の発注側負担

発注側における『多くの企業に実施した（「全ての企業に実施した」と「多くの企業に実施した」の合計）』は、3割強となった。
受注側における『概ね実施された（「全て実施された」と「概ね実施された」の合計）』は、3割強となり前年度同様となった。

●不要な型の廃棄費用の発注側負担

発注側における『多くの企業に実施した（「全ての企業に実施した」と「多くの企業に実施した」の合計）』は、3割強となった。
受注側における『概ね実施された（「全て実施された」と「概ね実施された」の合計）』は、3割強となり前年度同様となった。

●書面等による取引条件の明確化

発注側	令和5年度
	N=3,582
全ての企業に実施した(100%)	33%
多くの企業に実施した(99~81%)	12%
一部の企業に実施した(80~41%)	10%
あまり実施しなかった(40~1%)	8%
実施しなかった(0%)	37%

●型代金又は型製作費の早期の支払い

発注側	令和5年度
	N=3,199
全ての企業に実施した(100%)	36%
多くの企業に実施した(99~81%)	8%
一部の企業に実施した(80~41%)	7%
あまり実施しなかった(40~1%)	6%
実施しなかった(0%)	44%

●型の保管費用の発注側負担

発注側	令和5年度
	N=3,099
全ての企業に実施した(100%)	23%
多くの企業に実施した(99~81%)	8%
一部の企業に実施した(80~41%)	8%
あまり実施しなかった(40~1%)	8%
実施しなかった(0%)	54%

●不要な型の廃棄費用の発注側負担

発注側	令和5年度
	N=3,070
全ての企業に実施した(100%)	26%
多くの企業に実施した(99~81%)	7%
一部の企業に実施した(80~41%)	6%
あまり実施しなかった(40~1%)	7%
実施しなかった(0%)	54%

受注側	令和4年度	令和5年度
	N=5,612	N=10,210
全て実施された(100%)		23%
概ね実施された(99~81%)	46%	19%
一部実施された(80~41%)	25%	15%
あまり実施されなかった(40~1%)	18%	13%
実施されなかった(0%)	12%	31%

受注側	令和4年度	令和5年度
	N=3,557	N=9,012
全て実施された(100%)		26%
概ね実施された(99~81%)	47%	18%
一部実施された(80~41%)	23%	11%
あまり実施されなかった(40~1%)	17%	11%
実施されなかった(0%)	13%	35%

受注側	令和4年度	令和5年度
	N=3,042	N=8,588
全て実施された(100%)		18%
概ね実施された(99~81%)	31%	13%
一部実施された(80~41%)	19%	9%
あまり実施されなかった(40~1%)	22%	12%
実施されなかった(0%)	29%	48%

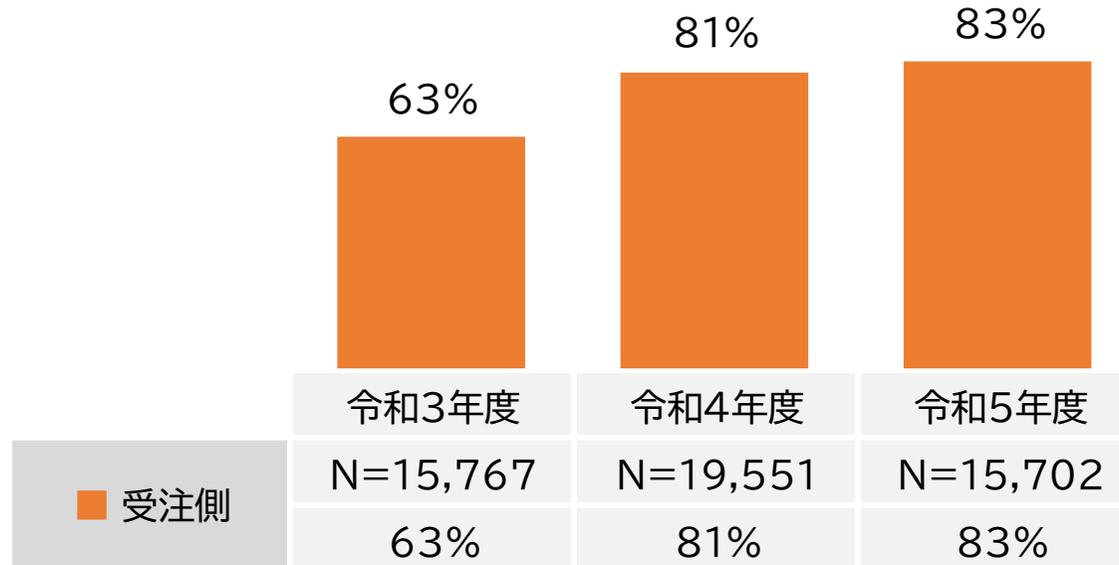
受注側	令和4年度	令和5年度
	N=2,880	N=8,511
全て実施された(100%)		18%
概ね実施された(99~81%)	31%	13%
一部実施された(80~41%)	20%	9%
あまり実施されなかった(40~1%)	22%	11%
実施されなかった(0%)	28%	49%

3 - 1. 経年比較「価格決定方法の適正化（単価の決定・改定に関する協議状況）」

- 価格決定のための協議の実施状況（受注側）について、前年度と比べて横ばいである。

◆価格決定のための協議の実施状況

（「販売先から申し出があり協議を行った」「自社から申し出を行い協議に応じてくれた」の割合を集計）



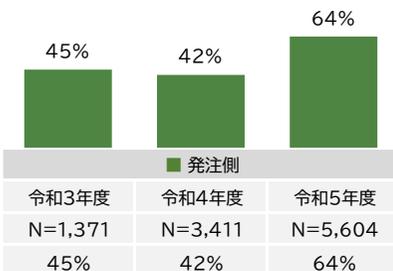
※令和4年度は「応じてくれた」と答えた企業の割合、令和3年度は「販売先に協議を申し入れ、協議を行うことができた」と答えた企業の割合

3-1. 経年比較「価格決定方法の適正化（変動コストの反映状況）」

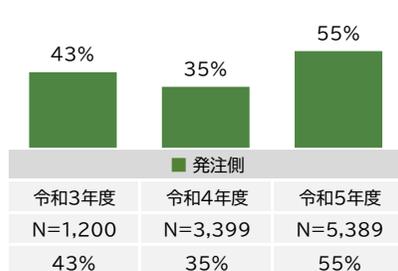
- **コスト全般の反映状況**は、前年度と比べて発注側・受注側ともに大幅に改善している。
- **労務費の反映状況**は、前年度と比べて発注側・受注側ともに大幅に改善している。
- **原材料価格の反映状況**は、前年度と比べて発注側・受注側ともに大幅に改善している。
- **エネルギー価格の反映状況**は、前年度と比べて発注側・受注側ともに大幅に改善している。

◆単価の決定・改定における変動コストの反映状況
 (項目別、「全て反映した/された」「概ね反映した/された」の割合を集計)

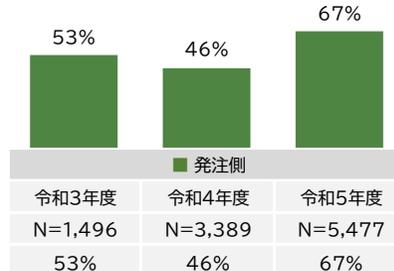
-コスト全般



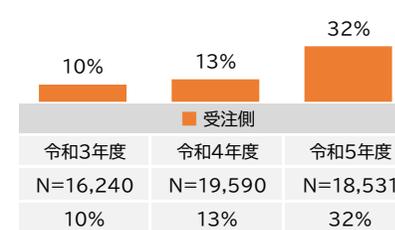
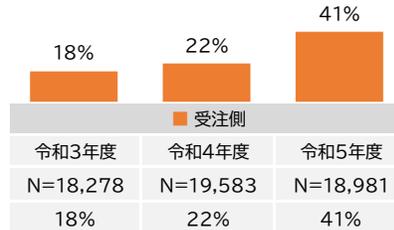
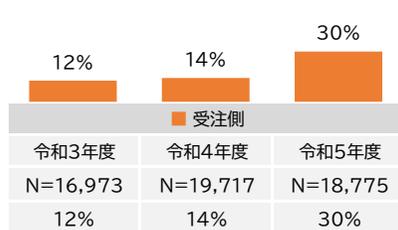
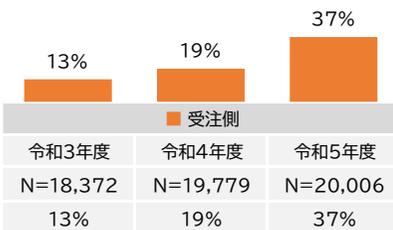
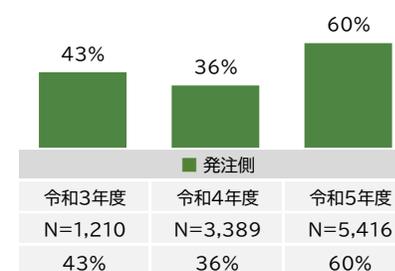
-労務費



-原材料価格



-エネルギー価格



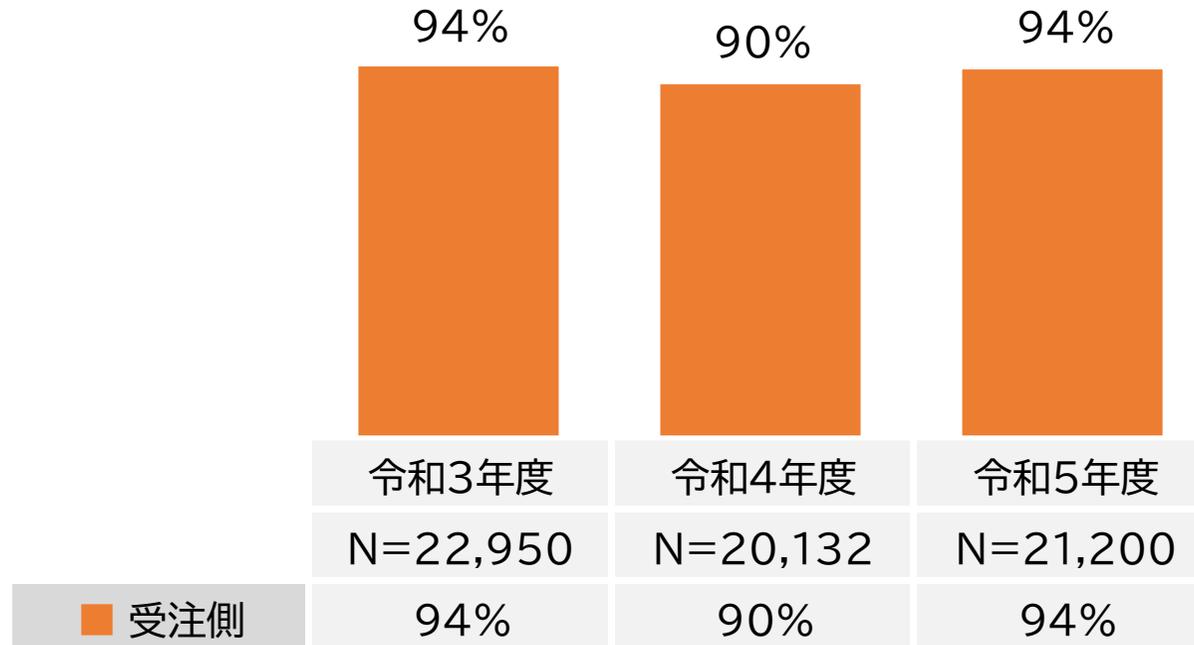
※令和5年度は「全て反映した/された」「概ね反映した/された」と答えた企業の割合

※令和3、4年度は「概ね反映した/された」と答えた企業の割合

3-1. 経年比較「価格決定方法の適正化（不合理な原価低減要請）」

- 直近1年間における不合理な原価低減要請の状況（受注側）は、前年度と比べてわずかに改善した。

◆直近1年間における不合理な原価低減要請の状況（「受けたことはない」の割合を集計）

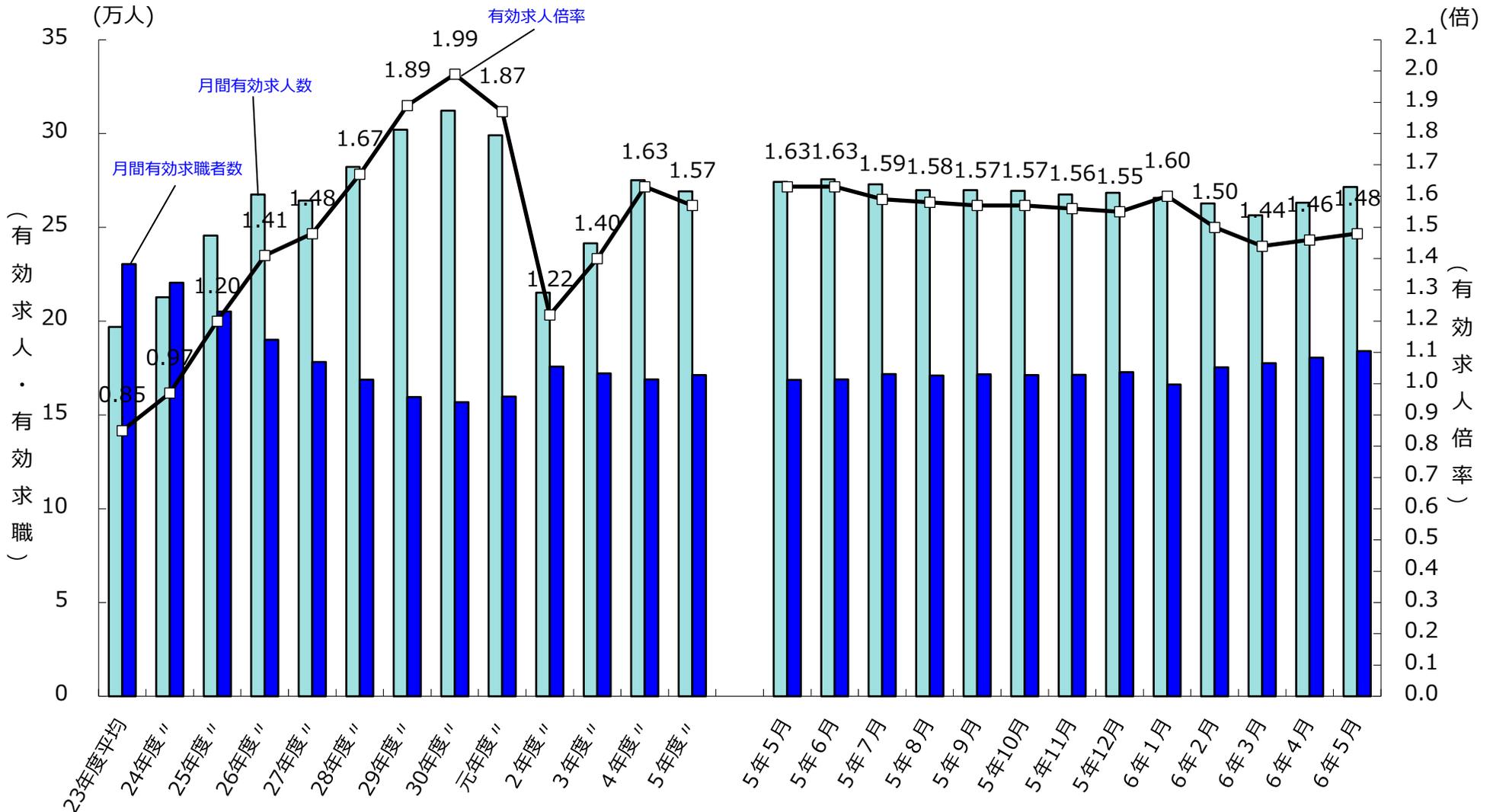


※令和4、5年度は「受けたことはない」と答えた企業の割合

※令和3年度は「要請されたことはあるが、現在は改善された」「要請されたことはない」と答えた企業の割合

令和6(2024)年能登半島地震 雇用情勢關係資料

有効求人倍率等の推移（石川県全域）

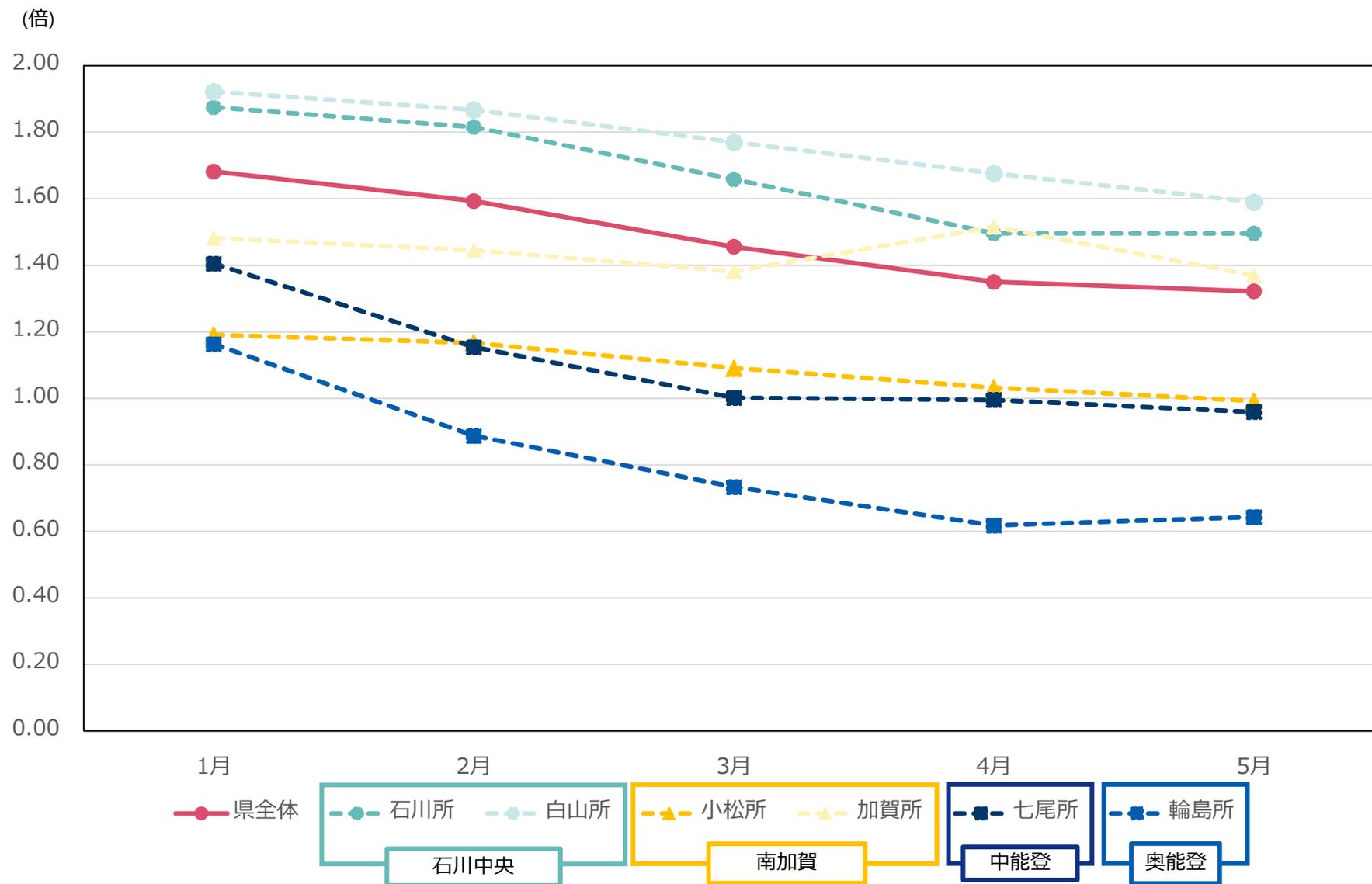


（資料出所）厚生労働省行政記録情報（職業紹介）より作成。

（注1）月別の数値は季節調整値である。なお、令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

（注2）受理地別の求人で集計したもの。

有効求人倍率の推移（公共職業安定所別）

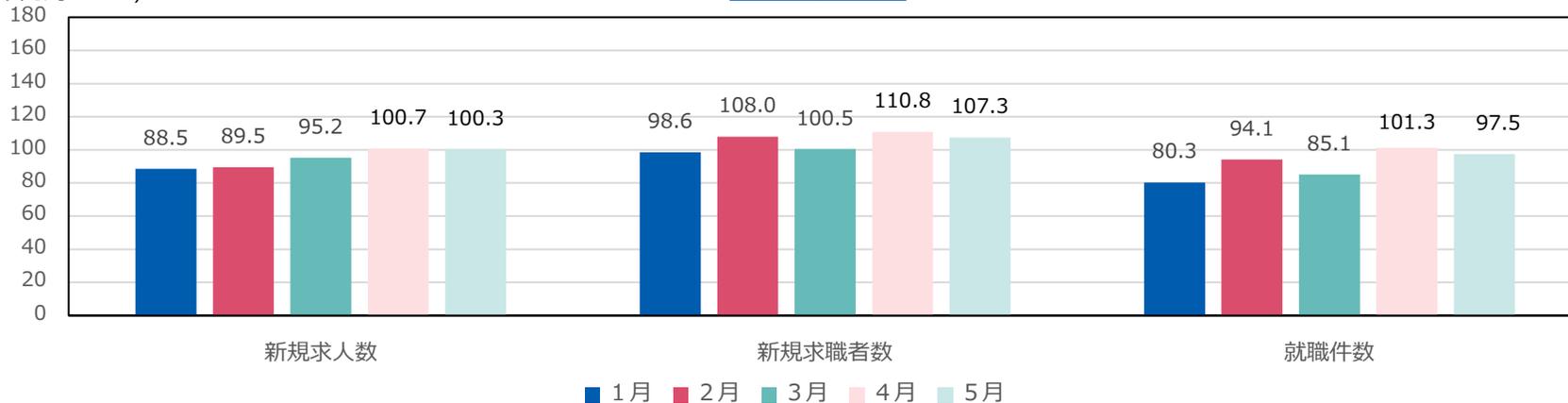


(資料出所) 厚生労働省行政記録情報（職業紹介）より作成。
 (注) 受理地別の求人で集計したもの。

新規求人・求職、就職件数の推移（石川県全域及び輪島所）

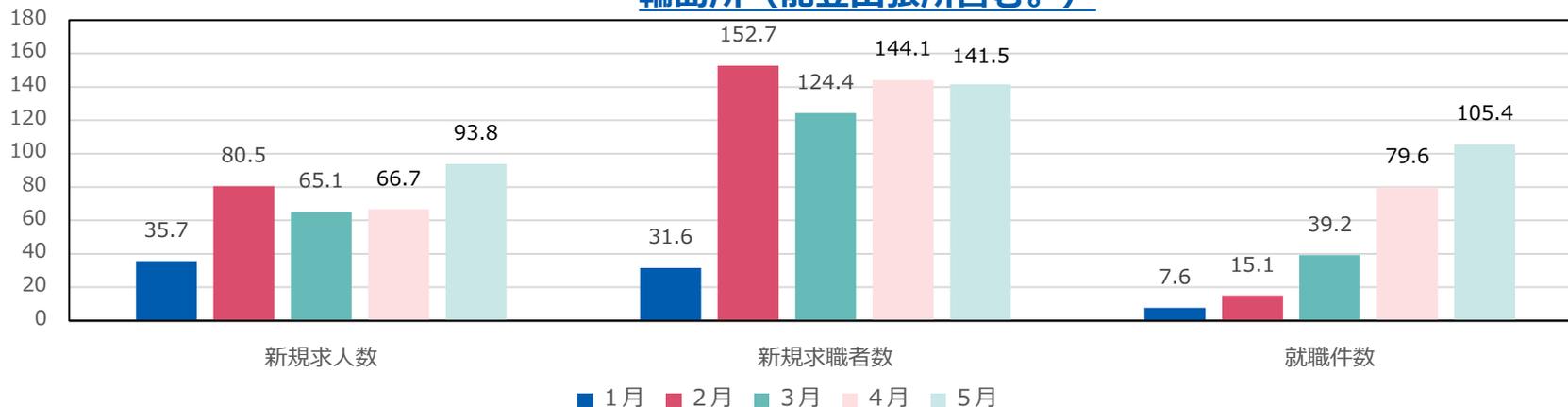
石川県全域

(前年同月 = 100)



(前年同月 = 100)

輪島所（能登出張所含む。）



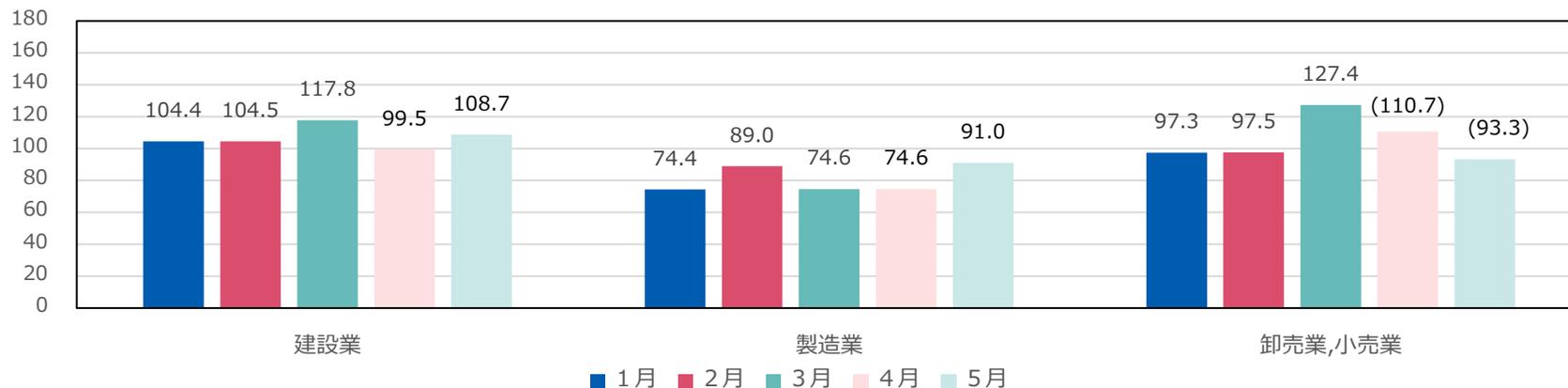
(資料出所) 厚生労働省行政記録情報（職業紹介）より作成。

(注1) 2024年3月、4月、5月については前年同期間とのハローワーク稼働日数に差があることに留意。（対前年稼働日差 3月：▲2日、4月：+1日、5月：+1日）

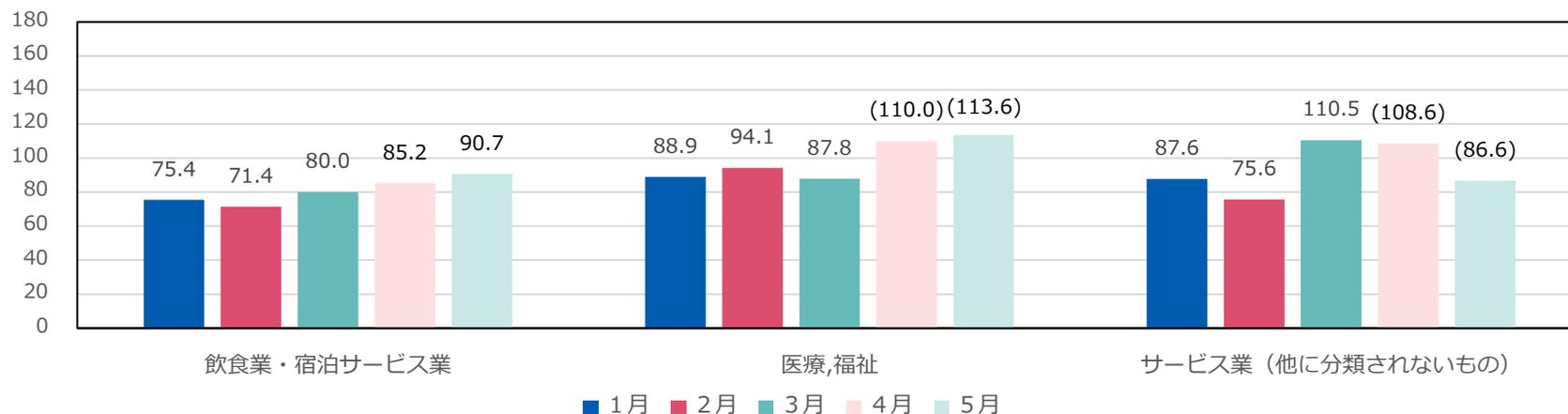
(注2) 受理地別の求人で集計したもの。

主な産業別新規求人数の推移（石川県全域）

(前年同月 = 100)



(前年同月 = 100)



(資料出所) 厚生労働省行政記録情報（職業紹介）より作成。

(注1) 産業分類について、2024年4月以降は令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、2024年3月以前は平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により集計したものである。この改定により、前年同月比較した場合に影響のある産業については（）で示している。

(注2) 2024年3月、4月、5月については前年同期間とのハローワーク稼働日数に差があることに留意。（対前年稼働日差 3月：▲2日、4月：+1日、5月：+1日）

(注3) 受理地別の求人で集計したものを示している。

令和6(2024)年能登半島地震被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ (厚生労働省関係部分のうち、地域の雇用対策等のみ)

雇用調整助成金の特例措置

- 令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により休業、教育訓練又は出向を行う場合において、雇用調整助成金の支給要件の緩和や助成率・支給日数の引上げの特例措置を実施する。

雇用保険の基本手当の特例

- 被災地域内の事業所で勤務していた方について、災害により休業したり、一時的に離職した場合に雇用保険の失業手当を受給できる特例措置を実施する。

特別労働相談窓口の設置（石川局、新潟局、富山局、福井局）

- 事業主や労働者からの休業や解雇等に関する労働相談に対応する。

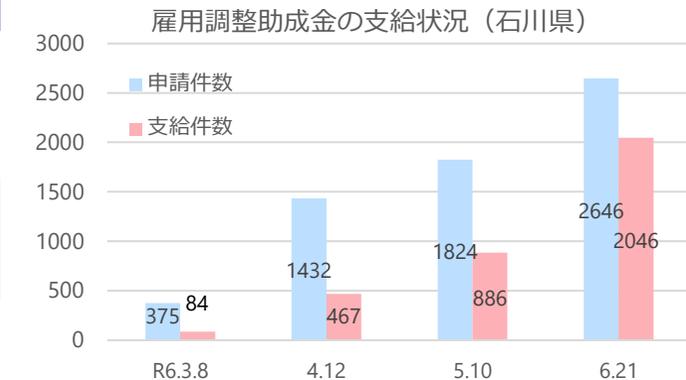
自然災害が発生した場合の支援や制度に係る情報の発信

- 自然災害が発生し、災害救助法が適用された地域などにおける、労働基準行政の支援施策、解雇・雇止めなどの労働条件に関する諸事項について、事業主・労働者が守るべき事項をQ&A形式にしたものを作成・更新するとともに、SNSで発信する。

令和6年能登半島地震に係る雇用調整助成金の特例措置

	通常制度	令和6年能登半島地震の特例措置
対象事業主	経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主	令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主 (対象期間初日：令和6年1月1日～令和6年6月30日)
生産指標要件	最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上低下 ※事業所設置後1年未満は対象外	最近3か月→最近1か月10%以上低下 ※事業所設置後1年未満も対象
雇用量要件	最近3か月間の月平均値が前年同期と比べ一定規模以上増加していないこと	撤廃
計画届	事前の提出が必要	計画届の提出日が令和6年3月31日までの間である場合は、事前に提出されたものとみなす
支給日数	1年100日、3年150日	3年150日を適用しない 4県※の事業所 1年300日 ※新潟県、富山県、石川県、福井県
対象労働者	雇入れ後6か月未満は対象外	休業、訓練、出向とともに 雇入れ後6か月未満も対象
クーリング要件	過去に雇用調整助成金の支給を受けた対象期間満了の日の翌日から起算して1年を超えていること	撤廃
助成率	大企業 1/2、中小企業 2/3	4県の事業所が実施する休業、教育訓練、出向 大企業 2/3、中小企業 4/5
対象となる休業の規模	大企業 1/15以上、中小企業 1/20以上	4県について 大企業 1/30以上、中小企業 1/40以上
残業相殺	所定外労働があった場合、休業等の実績から相当分を差し引く	4県について撤廃

件数



■ 雇用調整助成金の周知広報について

〔石川労働局及び石川県における相談体制〕

- ・石川労働局に雇用調整助成金の特別相談窓口を設置
- ・奥能登半島コールセンターを設置
- ・県が設置する特別相談窓口（金沢、輪島）において社労士による雇調金の相談対応を実施
- ・社労士会と連携し、ハローワーク輪島及び能登において社労士による出張相談を実施

〔石川労働局における周知広報〕

- ・石川労働局では、石川労働局ホームページのほか地元新聞、テレビトップ、ラジオ放送、SNS、コンビニを活用した周知を実施。また、自治体と連携し、自治体広報誌への掲載や、避難所でのリーフレット配布を実施。
- ・事業者支援説明会（金沢、輪島、七尾、羽咋、加賀）において説明・周知
- ・上記の他、各地で実施している事業者支援説明会でリーフレットを配布し相談先を周知

〔本省から関係団体等を通じた周知広報〕

- ・厚生労働省ホームページにリーフレット等を随時掲載
- ・経済団体（経団連、日商、全商連、中央会）、連合、社労士会、産業雇用安定センターへ周知依頼
- ・中企庁に対し関連機関（各地の日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろづ支援拠点、経済産業局など）へ周知を依頼

※本特例措置は、令和6年1月1日以降に開始した対象期間から遡及適用する。

※本特例措置は、対象期間を開始した後1年間継続する。

令和6(2024)年能登半島地震に係る雇用保険の特例措置

概要

本地震発生の時点で被災地域内の事業所で勤務していた方について、

- ・災害により休業した場合や、
- ・災害により一時的に離職した場合に

雇用保険の失業手当（基本手当）を受給できる以下の特例措置を実施

- ① 激甚災害法の指定地域（＝災害救助法の適用地域）内の事業所が災害により休止・廃止したために、休業して賃金を受けることができない方については、**実際に離職していなくても、失業手当を受給できる。**
- ② 激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所が災害により休止・廃止したために、一時的に離職した方については、**事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業手当を受給できる。**

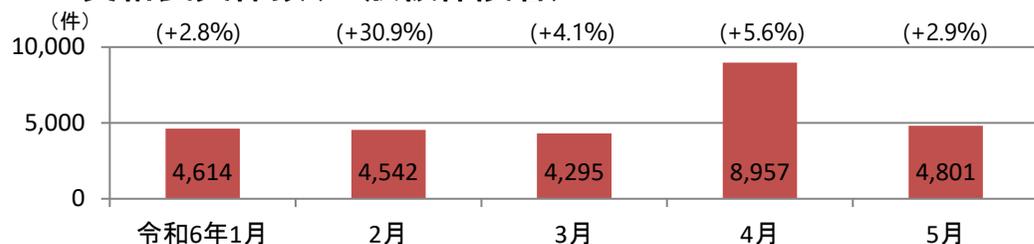
支給額等

- ・支給額 : 休業等の前の賃金額に応じて、賃金額の**50～80%**(最大、1日8,490円(令和5年8月1日～))
- ・所定給付日数 : 年齢や被保険者であった期間に応じて、**90～330日**
- ・雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象

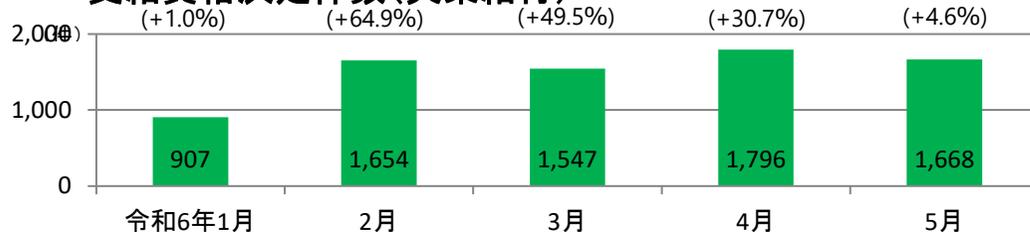
※ 本特例措置を利用して失業手当を受けた場合は、失業手当の受給資格はリセットされるため、元の事業所に復帰した後に失業した際に失業手当の受給資格の決定や所定給付日数の算定に用いる期間から除かれる。

雇用保険（失業給付関係・石川県）

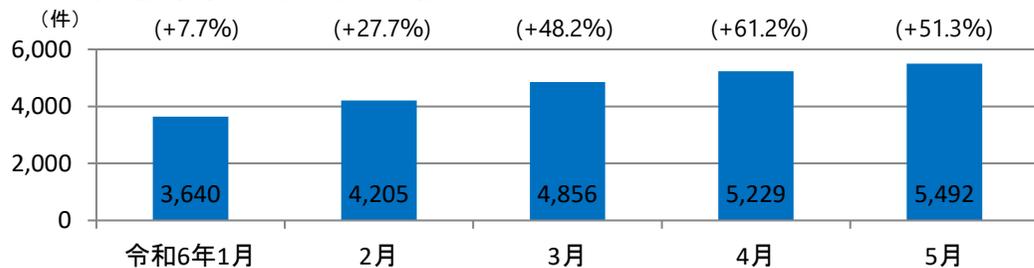
資格喪失件数（一般被保険者）



受給資格決定件数（失業給付）



受給者実人員（失業給付）



※括弧内は対前年同月比。

激甚特例及び災害特例による受給資格決定件数

	「激甚特例」(※1)による受給資格決定件数	「災害特例」(※2)による受給資格決定件数
計	946件	61件
R6年1月	41件	2件
2月	497件	39件
3月	319件	9件
4月	72件	10件
5月	17件	1件

※「激甚特例」及び「災害特例」のそれぞれの件数は特別に集計したものであり、一般被保険者のほか高年齢被保険者・短期雇用特例被保険者を含む件数。

※1 激甚特例：激甚災害法の指定地域（＝災害救助法の適用地域）内の事業所が災害により休止・廃止したために、休業して賃金を受けることができない場合に、実際に離職していなくとも、基本手当を受給できる特例。

※2 災害特例：激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所が災害により休止・廃止したために、一時的に離職した場合に、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、基本手当を受給できる特例。

令和6(2024)年能登半島地震に係る特別労働相談窓口の設置

- 令和6年能登半島地震により各地域において甚大な被害が出ている状況を踏まえ、被災した労働者及び事業主等からの労働相談に対応する。
- 新潟局、富山局、石川局、福井局に1月4日から特別労働相談窓口を開設。

1 設置場所

- ・ 労働局及び必要に応じて労働基準監督署、ハローワークに設置
※石川局においては局、労働基準監督署及びハローワークに設置

2 対応相談内容

- ・ 労務管理（解雇、休業手当等）に関する相談
- ・ 事業所の助成金や雇用保険に関する相談 等

令和6年石川県能登地方を震源とする地震について

- ▼ [被害状況等について](#)
- ▼ [被災者の皆様へ](#)
- ▼ [被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ](#)
- ▼ [行政担当者の方へ](#)
- ▼ [現地における被害状況の把握と早期の復旧活動について](#)
- ▼ [厚生労働省災害対策本部の開催状況](#)
- ▼ [各種会議](#)
- ▼ [その他（関係リンク先等）](#)

令和6年石川県能登地方を震源とする地震に関する情報を掲載しています。情報は、随時更新していきます。

※ [X（旧 Twitter）](#)・[Facebook](#)でも最新情報を掲載しています。

● 労働者及び事業主の皆様へ（共通）（支援・特例措置）

○ [雇用・労働関係の特例措置をまとめたリーフレットを作成しました](#)

- ・ [PDF 被災された従業員の方向け、仕事をお探しの方向けのリーフレット \[724KB\]](#) 
- ・ [PDF 被災された事業主の方向けのリーフレット \[661KB\]](#) 
- ・ [PDF \(別紙\)【問合せ先一覧】 \[540KB\]](#) 

必要な情報が必要な方に届くよう、被災地をはじめとするハローワーク、労働基準監督署などで配布する予定です。各種特例措置の詳細については、それぞれの項目をご覧ください。

○ [PDF 自然災害が発生した場合の支援や制度について（労働基準関係） \[395KB\]](#) 

自然災害が発生した場合の支援や制度を掲載しています。詳しくは最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

地域雇用開発助成金（能登半島地震特例）の創設について

1 事業の目的

令和6年能登半島地震による被災地域の雇用機会を確保するため、当該地域において事業所を設置・整備し、それに伴い、地域に居住する求職者等を雇い入れる事業主に対する地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の特例を創設する。

2 事業の概要・助成内容

事業の概要

- 対象地域
石川県6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）
- 特例措置期間
1年限りの暫定措置とし、当該期間内に計画書を提出することが必要
- 支給要件
事業主が対象地域において、事業所の設置・整備（注1）及び対象労働者の雇入れ（注2）を行った場合に、設置・整備費用と対象労働者の増加人数に応じて、右記の一定額を助成
（注1）：復旧に伴う不動産・動産の修繕・修理を含む
従業員の新設・借上げ、通勤車両経費を含む
（注2）：地震発生から施行日前日に一時離職者となった者の再雇用を含む
- 助成期間
1年ごとに最大3年間(3回)の助成
- 施行期日：令和6年7月1日
※ 発災日（令和6年1月1日）以降、施行日前日までに実施した設置・整備及び雇入れも対象

助成内容

設置・整備費用と対象労働者の増加人数に応じて、下表の額を助成

設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	2人	3(2)~4人 (注)括弧は創業の場合	5~9人	10人以上~
100万円以上	30万円	50万円	80万円	100万円
300万円以上	60万円	100万円	160万円	300万円
1,000万円以上	80万円	120万円	200万円	400万円
3,000万円以上	120万円	180万円	300万円	600万円
5,000万円以上	160万円	240万円	400万円	800万円

※ 支給額は通常コースの原則2倍

※ 網掛け部分については、設置・整備費用、対象労働者の下限を緩和し、新たな区分を新設。